

4 ユウケイ武道館

対象施設：第一道場、第二道場、近的弓道場、遠的弓道場、会議室1～4、控室、役員控室

(1) 利用について

① 利用区分

区分	時間
時間外	8:00～9:00 (会場準備)
午前	9:00～13:00
午後	13:00～17:00
夜間	17:00～21:00

② 実施可能種目 ※床や畳などを傷つける行為(種目)は一切禁止とします。

ア 武道及び施設利用調整会議に参加した競技団体の種目

イ 上記以外の種目については、内容を審査しますので事前に連絡をください。

③ 武道場について (第一道場・第二道場)

ア 通常、第一道場は全面が床の状態、第二道場は半面が床で、半面が畳の状態となっています。

※ 現在敷いてある畳以外の畳や空手マットを敷く場合や、畳を取り除く場合、畳やマットの出し入れ、移動等は利用者が行い、利用後は利用区分時間内に通常の状態に戻してください。

(2) 専用(団体)利用について(大会等の行事で施設を占有する場合)

① 新規の申込みは、事務室窓口及び電話でお受けします。

利用の予約後は、武道館施設利用申請書(新規)を提出してください。

申込期限は、利用日の2か月前です。それを過ぎた場合、原則利用を認めることはできません。

(申請書様式は、栃木県総合運動公園北・中央エリア HP にてダウンロードできます。)

② 第一道場は、全面、2/3、1/3の専用(団体)利用が可能です。

2/3または1/3の専用(団体)利用の際は、空いているスペースでの普通(個人)利用が可能です。

③ 事前打合せについて

ア 利用日の15日前までに、事務室にて事前打合せを済ませてください。事前打合せを行う日時は、必ず事前に事務室にご相談下さい。利用施設が会議室のみの場合は、電話等による打合せでも可能ですが、その際は前もって必要書類を提出してください。

イ 事前打合せの際には、大会要項など当該大会等の詳細が記されている書類を持参してください。

ウ 事前打合せを行わなかった場合、当該大会等は取り消されたものとします。

エ 大会前に準備が必要な場合は、時間外での利用ができます。(8時～9時)

オ 利用当日は、利用前に必ず担当者が事務室にて受付・最終打合せを完了してください。

受付は、**利用開始時刻15分前**から行います。受付後に施設の利用(入館)を許可します。

カ 大会等の開催にあたり、運動施設において「制限している行為」(P3 参照)が含まれている場合は、別途申請書(公園内行為申請書)を提出し、許可を得てください。

(3) 内容の取消・変更について

① 大会等の取消・内容変更は、当該利用日の 15 日前までに運動施設内容変更・取消申請書を事務室に提出してください。

(申請書様式は、栃木県総合運動公園北・中央エリア HP にてダウンロードできます。)

② 利用範囲と利用時間の変更について

ア 各利用区分における利用範囲や利用時間等の変更については、下記の期限までに事務室に変更内容を申請してください。

午前：当該利用日前日の 16 時まで

午後：当該利用日の 9 時まで

夜間：当該利用日の 12 時まで

イ 上記の期限以降の変更はできません。ただし、荒天等、利用者がその責任を負えない理由で変更せざるを得ない場合は、変更することができます。

ウ 当日の大会時間の延長は原則認めません。時間内に終了しないと判明した場合は、速やかに事務室に連絡してください。

③ 取消後の施設について

取消された施設については、2 か月前までは新たに利用申込が可能です。

利用状況等をホームページでご確認ください。

(4) 利用前の手続きについて (受付)

① 主催者は、利用前に事務室で利用料を支払い、利用許可書、貸出カード、点検表を受け取り、必要な物品を借用してください。

② 利用料の支払いは、利用当日に行ってください。

(5) 利用料の支払いについて

① 利用料については、「料金表」をご覧ください。

② 大会等の準備のために利用する場合も、利用料をお支払いください。高校生等以下を対象とする大会等または、その準備のために利用する場合は、高校生等以下の利用料をお支払いください。ただし、高校生等以下の大会等に向けた会議の利用は、一般利用料となります。

③ 大人(指導者を除く)と高校生等以下が共同して利用する場合は、一般利用料金をお支払いください。

④ 荒天等、利用者がその責任を負えない理由で利用不可となり、申請によりその理由が認められた場合は利用していない利用区分の利用料は返金いたします。原則、当日の午前 10 時までに事務室に報告してください。

⑤ 内容変更が定められた時刻までに申請されなかった場合、当初の予定に基づき利用料をお支払いいただきます。

(6) 利用後の点検・報告について

- ① 利用者が原状復帰をしてください。
- ② 主催者は、大会等終了後に施設の清掃、利用した器具・用具の整備とその点検を行い、貸出カード、貸出物品を事務室に返却し、点検表に必要事項を記入し、提出してください。
- ③ 運動施設や物品等が破損した場合は、速やかに事務室に報告してください。報告を受けた職員が、主催者と現場確認を行います。
- ④ 武道場、弓道場利用後の清掃について
 - ア 主催者側で利用した全ての箇所を清掃してください。
 - イ 安土の整備(水やりも含む)を必ず行ってください。
 - ウ 必要に応じ、的の張り替えも利用者で行ってください。的紙やテープは看的に準備してありますが不足等の場合は、事務室に申し出てください。

(7) 主催者の留意事項について

- ① 会場責任者は、常に事務室からの連絡に対応できるようにしてください。
- ② 救急医薬品を持参する他、必要に応じて医師、看護師等を配置してください。救急車の要請は、主催者の判断で行い、要請した場合は事務室に連絡してください。
- ③ 利用を許可している道場以外（観客ロビー・選手ラウンジ・園路など）での練習やウォーミングアップは禁止とします。

(8) 普通(個人)利用について

- ① 利用時間は9時から21時です。**(最終受付時間は20時迄です。)**
- ② 利用当日に券売機(下足室付近)で利用券を購入し、事務室で受付してください。
予約は一切できません。また、利用人数が多い場合は、入場制限をする場合があります。
- ③ 全ての施設において、専用(団体)利用はできません。
- ④ 弓道場の巻き藁スペースは、弓道場利用者以外は立入禁止です。
- ⑤ 武道場、弓道場利用後の清掃について
 - ア 利用者が原状復帰をしてください。
 - イ 他の利用者の妨げにならないように、使用した箇所を清掃してください。
安土の整備(水やりも含む)を必ず行ってください。
 - ウ 必要に応じ、的の張り替えも利用者で行ってください。的紙やテープは看的に準備してありますが不足等の場合は、事務室に申し出てください。

(9) 大会等による利用上の注意事項について

- ① 第一道場・第二道場・弓道場
 - ア 床や壁を傷つける可能性のある行為はできません。
 - イ 道場内の飲食は禁止です。館内の飲食については、1階選手ラウンジ・2階観客席及びロビー・第二道場キャットウォーク・弓道場観覧席で可能です。ただし、ゴミは必ずお持ち帰りください。
 - ウ 道場内で水分補給をする場合は、隅の方で行ってください。なお、弓道場については射場以外で

可能です。

- エ 入館の際は、必ず下足室をご利用ください。なお、道場内は、裸足、足袋、靴下のみで利用してください。（1階選手ラウンジ、第二道場キヤットウォークは、スリッパ及び屋内シューズ可）
- オ 道場内でテーブルや椅子を使用する場合は、フロアシート（有料）か簡易的なミニフロアシート（無料）を必ず使用してください。（※審判用椅子は除く）
- カ 中学生以下の利用は、部活動顧問等の教員または、保護者の付き添いが必要です。また、初心者だけでの利用はお控えください。
- キ 第一道場、第二道場の冷暖房は、原則として専用（団体）利用時に使用できます。
- ク 個人の防具や弓具などは、お持ち帰りください。

② 会議室・諸室

- ア 会議室・諸室は、専用（団体）利用時のみ利用可とし、普通（個人）利用はできません。
- イ 飲食は可能です。ただし、必ずゴミはお持ち帰りください。
- ウ 勝手に室内にある備品を他の部屋に移動させないでください。（移動する場合、職員に連絡）
- エ 会議室の部屋を仕切るパーテーションは、施設職員が操作しますので、使用する場合は、必ず事務室にお知らせください。
- オ 利用後は、机や椅子等を元の状態に戻してください。
- カ 師範室・控室の優先について
 - ・ 師範室1及び役員控室は弓道場利用団体優先とします。
 - ・ 師範室2は第二道場利用団体優先とします。
 - ・ 控室は第一道場利用団体優先とします。

③ その他

- ア 車でお越しの際、一般道に駐車すると、近隣住民に迷惑がかかりますので、絶対にしないよう周知してください。なお、駐車場の収容台数には限りがありますので、ご来場の際はできるだけ公共交通機関のご利用をお願いいたします。
- イ 定められた休館日以外にも、休館日を設ける場合がありますので、ホームページや直接事務室にご確認ください。（ユウケイ武道館 事務室 028-684-2200）

（10） その他の留意事項について

- ① 高校生等とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校、その他の施設の学生及び生徒が該当します。
- ② 天候や施設の点検、整備のため、施設の利用を制限する場合があります。
- ③ 運動施設内は禁煙です。公園内の定められた喫煙場所のみで、他の公園利用者の妨げにならない範囲で行ってください。